

栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議 平成30年11月26日（月）

黒川室長：それでは若干早めですけれども皆さんお揃いですので、只今から栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりましてあきもと環境副大臣よりご挨拶申し上げます。

あきもと副大臣：改めまして、みなさんこんにちは。環境副大臣のあきもと司でございます。本日は私と、そしてまた菅家政務官、そしてまた各担当部署を連れまして、この会議に臨ませていただくこととなります。あらためて福田知事はじめそれぞれ各市町長の皆様におかれまして、お忙しい対応の中で、このようにご出席いただきますこと改めて感謝を申し上げますところでございます。ご案内のとおり、指定廃棄物は国がしっかりと責任を持って処理することとしているところでございます。長期管理施設を整備する方針にはいささかも変わっておりません。しかし、残念ながら候補地として詳細調査をお願いしている塩谷町の皆様には、なかなか現状ご理解が得られない状況ではありますけれども、これは引き続き粘り強く調査実施に向けて対話をして、また、求めてまいりたいというところでございます。一方、一時保管が長期に渡り続いている状況でございます。保管していただいております自治体、事業者または県民の皆様にも長くご負担をおかけしてしまっていることに対しましては、改めてお詫び申し上げたいと思います。保管者の中でもとりわけ農家の負担が大きいわけでございます。早急に負担軽減が必要であるという認識のもとに動いているところでございます。昨年7月の会議におきまして、負担軽減策をご議論いただきました。必要性の認識については共有できたと考えておりますが、国、県、そして市町が歩調を合わせて前に進むことはなかなかできなかったのが現状であります。その後、個別にご相談を重ねさせていただく中で、約1年半が経過してしまったわけでございます。今回の会議となったわけでございます。指定廃棄物の処理はご地元のご理解、そしてご協力が何よりも必要と考えております。環境省といたしましては県及び市町のご意向を十分尊重しながら指定廃棄物を安全に処理するため、引き続き全力を尽くして着実に前進できるように取り組んでまいりたいという思いでございますので、どうぞ本日も忌憚のないご意見を賜りますことよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

黒川室長：続きまして福田栃木県知事からご挨拶をお願いいたします。

福田知事：はい。皆様こんにちは。お忙しい中、農業系保管6市町長の皆様にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、環境省におかれましては、本会議を開催いただきますとともに、あきもと環境副大臣、菅家環境大臣政務官、他皆様に栃木県にお出でいただきまして、これまた御礼を申し上げます次第でございます。本県の指定廃棄物につきましては、ご案内の通り県内160箇所に一時保管されております。台風あるいは竜巻等の自然災害による飛散流出リスクや、保管の長期化による農家や事業者の皆様の負担を考えますと、1日も早く安全に処理する必要がございます。かねてから保管者の負担は重く、特に農家の方が保管しているものから優先的に対応すべきであると申し上げ続けているところであります。昨年7月の市町長会議以降、県といたしましても、関係市町か

らご意見、あるいはご提案を伺いながら、国とともに保管農家の負担軽減に向け、協議が少しでも前へ進むよう努力を続けてまいりました。本日は保管農家の負担軽減に関する国の提案につきまして、関係市町の皆様から忌憚のないご意見を賜り、本会議を負担軽減に向けた第一歩にしていただければと考えているところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

黒川室長：本日のご出席者につきましては、資料に出席者名簿をつけておりますので、こちらでご確認をお願いいたします。また、本会議の議事録は後日環境省のホームページで公表する予定でございます。本日の会議は報道関係者の方も同席可能としております。ここで報道関係者の方をお願いを申し上げます。会議中の撮影も可能としておりますけれども、あらかじめ決められた位置から撮影いただくようお願いいたします。ここからの進行は菅家環境大臣政務官が務めさせていただきます。それでは、政務官よろしくお願い申し上げます。

菅家政務官：環境大臣政務官の菅家でございます。本日の会議の司会を務めさせていただきます。地元の皆様のお気持ちをしっかりと受け止め、誠心誠意対応してまいりたい。このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議題は「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について」でございます。まず資料を用いてご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

黒川室長：それでは説明をさせていただきます。まず右肩に資料 1 と振ってございます「一時保管者（農家）の意向確認結果について」というものをご覧ください。これは今年の 3 月に公表したものでございますけれども、農家の負担が重いということで 環境省の方で、下の方にありますが、計 7 市町の対象 124 名の方に聞き取りに伺わせていただきまして、111 名の方のご確認ができた、そのまとめでございます。次のページ、2 ページ 3 ページに行きまして、2 ページの (1) のところ、「早く持って行ってほしい」という方が全体の 59 パーセント、次の 3 ページに行きまして、(2) のところで「仕方がないがなるべく早く持って行ってほしい」という方が 21 パーセントということで、当たり前のことでございますけれども、早く持って行ってほしいという方が合わせて 80 パーセントいらっしゃるということで、改めて農家の方の早く持って行ってほしいという思いが強いということが確認できたということでございます。そのうえで、環境省からの提案といたしますのが、次の資料 2 というところがございます。こちらが環境省からの農家の負担軽減への提案ということでございます。まず、上の箱囲みの中の丸のところですが、国が長期管理施設を県内 1 箇所を設置するという方針は堅持するということが、指定廃棄物は最終的に国が責任を持って処理するということが、これは大前提でございます。そのうえで、しかし、その施設の整備には相当の期間を要すると見込まれるので、それまでの間は各市町に保管をお願いすることになりますけれども、特に負担の大きい農家の保管している農業系の指定廃棄物については、可能な限り速やかに中間処分による減容化や集約化を行うことにより、保管の負担の軽減を図る。具体的には保管農家がある市町単位、あるいは広域処理の単位で地元のご意向を踏まえ、1 箇所または数箇所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を必要に応じ減容化したうえで集約するという、この 3 項目の提案でございます。その

下にいくつかそれぞれの解釈といたしますか、具体的な解説がついておりまして、集約のあり方、保管の場所、減容化の方法、保管の方法等について、そもそもそれぞれのところでどういうふうにするかということにつきましては、市町のご意向やご提案をよく聞きまして、環境省、県、市町と協議して、連携して対応するというところでございます。減容化の方法、これは技術的には焼却が望ましいと考えてございますけれども、これもまた市町のご意向により他の方法もとりうるということでございます。集約先の暫定保管場所においては、ご意向を踏まえ必要があれば、現在の保管場所以上の保管強化措置を講じるということでございまして、現在の保管場所というのは廃棄物の上に覆土をしたうえでビニールシートを被せるかたちになっていますけれども、コンクリートの建屋やコンクリートボックスといったかたちの保管強化もしますということです。次の4つ目のポツが国の責任を果たすべく経費は全額国費を当てる、あとは安全性に関する技術的支援も国で行うということでございます。次が集約に向けた検討を行うために、市町のご意向を踏まえ、放射能濃度の再測定を実施するというところでございます。最後にこれらはあくまで暫定的な保管であり、将来的には長期管理施設へ搬出ということでございます。下に※印を2つ付けておりますけれども、市町のご意向によっては指定廃棄物とともに8,000ベクレル以下の廃棄物ですとか、除染廃棄物も一緒に減容集約することも検討していくということでございます。個人保管以外の指定廃棄物についても、国の責任で一時保管場所の維持管理に万全を期すということでございます。もう1枚めくっていただきまして参考資料1という地図が描いてある絵があると思います。あらためて確認ですけれども、栃木県内の指定廃棄物、先程160箇所という話があったんですが、具体的にこういう市町にこういう人の形で書いてあるのが農家の方ですけれども、こういう箇所数でこういう市町に保管されている現状の確認でございます。事務局からの説明は以上でございます。

菅家政務官：はい。指定廃棄物問題全般についてのご意見はあとで改めてお伺いいたしますけれども、まずは只今の説明のとおり、保管農家の負担軽減策について進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、ご意見ございませんでしょうか。はい、矢板市齋藤市長さん。

矢板市長：矢板市長でございます。矢板市の状況についてご報告させていただければと思います。このことにつきまして一部新聞報道等もされておりますけれども、矢板市では11月21日に保管農家の皆様にお集まりいただきまして、年内にも開催される予定の市町村長会議で先程もご説明ございましたけれども、環境省の方からお示しいただいている暫定保管場所への集約に関するご提案についてどのように対応するのか、ご協議いただいたところでございます。その結果、全件一致で暫定保管場所への集約化について合意されたところでございます。このことを受けて矢板市長といたしましては、あらためて環境省のご提案について賛同させていただきたいというふうに思います。なお、このことに関連して、何点か要望がございますけれども、まずは矢板市の状況、考え方についてご報告させていただきます。以上でございます。

菅家政務官：他にございませんでしょうか。那須塩原市の君島市長さん。

那須塩原市長：はい、那須塩原の君島でございます。今回環境省からご提示をいただいた3点について、

内部で調整をさせていただきました。結果的には、この案に対して那須塩原市としては賛同するという結論に達したところであります。いくつか、やはり、この後、我々としても意見を言わせていただく場合もあるわけでございますけれども、基本的にはこの提示された案に賛同するというところでございます。

菅家政務官：はい、他にございませんでしょうか。はい、那珂川町の福島町長さん。

那珂川町長：はい、福島です。この一時保管ですけれども、減容化して保管と、焼却が望ましいと書いてありますけれども、減容化すれば、それから再測定という言葉も出てきます。しかし、私は、ずっと、はじめから一貫して、一旦指定廃棄物にしてしまったものは、国の責任で処分すべきということで、減容化して焼却、あるいは別の方法で処分して、例えば 8,000Bq/kgいかなくても、それはあくまで指定廃棄物、色のついた元指定廃棄物という文言というか、約束を環境省の方でしていただかないと、一般のゴミと混ぜて焼却して結局わからなくなるという可能性だってあるわけです。そこだけはしっかりと我々に納得いくような話をさせていただきたいと思っております。

菅家政務官：はい、他にございませんでしょうか。はい、那須町の平山町長さん。

那須町長：私那須町でございますが、保管農家からやはり牧草地として使えないとか、そういう声も上がっておりますので、保管農家の負担軽減を考えますと、必要と考えておりますので、私どもの方も今回提示されております農家の負担軽減に賛成させていただきたいと思っております。

菅家政務官：はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それではご意見ありがとうございます。それでは、ご異議はないということで、ご説明させていただいた考え方で進めさせていただきたいと存じます。今後は各市町のご意向をよく伺いながら、その方向で進めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

那珂川町長：私が申し上げたことだけ絶対お願いします。

菅家政務官：はい、では、疑問について副大臣から、あきもと副大臣よろしくお願いをいたします。

あきもと副大臣：今福島町長からお話いただいたことでございますけれども、これは再三申し上げますように、指定廃棄物につきましては国が最後までしっかり責任を持って処理するということでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

那珂川町長：解除されてもですか。

あきもと副大臣：はい。

黒川室長：1点補足をさせていただきます。制度上の話をまず申し上げますと、指定解除をされれば国ではなく、それぞれの保管者が処理をすると、これは法制度上の話でございます。そのうえで、栃木県の現状について今後どうするかということについて言えば、指定廃棄物はもう国が責任を持って処理するというので、そもそも解除というのは保管者の方と協議が整わないと解除はされませんので。そういう意味で保管者の方の意向に沿わずして、国の責任から他の人の責任になるということはないということでございます。

那珂川町長：それでは私が申し上げたように一旦指定廃棄物となってしまうものはどのようなかたちになっても国の責任で処理をする、そういう考えでよろしいですね。

あきもと副大臣：では、再度お答えしますけれども、今説明させていただきましたように、しっかりそれはさせていただきたいと思えます。あくまで先程解除という話につきましては、国が一方的に解除するものではないということをご確認いただきたいと思えます。

菅家政務官：よろしいですか。

那珂川町長：はい、それを解除、例えば私の町で解除を認めたら解除するという方向だと思うのですが、よその市町で解除されたもの、これはいわゆる一般のゴミとして考えてしまうのですか。

菅家政務官：ちょっと整理させていただきますと、前段では先ほど説明があったものに対しての皆様方のご理解をいただいたということで、まずは整理をさせていただきたいと存じます。その点はよろしいでしょうか。

那珂川町長：はい。

菅家政務官：それで、ここで意見交換に移らせていただきたいと存じますので、今ほどの指定廃棄物全般についてですね、これのご意見やご要望、または各市町の実情や取組状況等についてテーマにいたしますので、ここで自由にご発言をいただきたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。ここで全般的なご意見を伺いますので、遠慮なくご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。はい、矢板の齋藤市長さん。

矢板市長：はい。では、矢板市から今回の暫定保管場所への集約化について3点ほどご要望を、お願ひをさせていただきます。1点目でございますが、放射性物質の濃度の再測定についてでございます。このことにつきましては、既に環境省の方で平成28年度に実施をされておりますけれども、農業系の指定廃棄物については全体の1割程度を対象とした、言ってみれば抽出調査であったかと思えます。ちなみに私どもの矢板市では調査の対象となった農家はなかったと聞いております。このことにつきましては、矢板市独自に昨年の8月から環境省の方にお願ひをしておまして、今回の会議資料2の中で、「集約に向けた検討を行うために、市町のご意向を踏まえ、放射能濃度の

再測定を実施する」というような一文を新たに加えていただいたところでございます。農家の皆さんは、やはり自己所有地で一時保管を余儀なくされている農業系指定廃棄物の放射能濃度がどのくらいになっているのか、これは大変気にされております。まさに集約に向けた方向性を見出す中で、早急に矢板市内すべての農家を対象とした濃度の再測定、これをお願いできればと思います。なお、福島町長さんも先程からご懸念を示されていますけれども、私も平成28年5月の市町村長会議の際にずいぶんお尋ねをさせていただきましたが、指定廃棄物は8,000ベクレルを切ったとしても引き続き国が責任を持って処理をするということで、8,000ベクレルを下回ったからといって、自動的に指定廃棄物から解除されるものではなくて、解除の仕組みというものは国と地元の自治体がしっかりと協議をしていきながら進めさせていただくということでもよろしいかと思えますけれども、その前提に基づいてこのお願いをさせていただければというふうに思います。そして、2点目、暫定保管場所の候補地選定についてでございます。この資料2の方でこのことにつきましては、市町の意向提案に基づき、環境省、県、市町とで協議をし、連携して対応するとございますので、早速提案をさせていただければと思います。先日の矢板市内の会議では暫定保管場所の候補地の選定に当たっても、多少意見交換をさせていただきました。その中で、保管農家の敷地や市有地、矢板市の土地だけではなくて、県有地や国有地といった公共用地についても候補地に含めてほしい、候補地選定に当たっては含めるべきだというようなご意見を頂戴いたしました。つきましては、この候補地選定につきましては国や県等から用地についての具体的な情報提供、これをお願いできればというふうに考えております。そして、3点目は減容化の方法についてでございます。やはり、資料2の方には減容化の方法としては、焼却が望ましいというふうに記載がございます。これは前回の昨年7月の会議でも、当時のご担当者の方からその理由として減容率が一番高く、処理した後の性状が最も安定しているというような理由についてご説明をいただいたところでございます。しかしながら、焼却ということになりますと放射性物質の濃度というのはどうしても上昇してしまうわけでございます。このことにつきましては、市内の農家さんからはやはり意見がございました。また、再測定をして放射能濃度が下がったことを確認して、それをステップにして集約化を推進するという方向とはどうしても逆行してしまうのではないかなというふうに考えています。そこで、代わってここで乾燥圧縮の方法について環境省から情報提供いただいた内容を先日の市内の会議でも、農家の皆さんに報告をさせていただきました。この減容化の方法については、県内6市町でできれば足並みを揃えていただき、そして矢板市の希望といたしましてはできれば乾燥圧縮でお願いしたいというようなことをご提案させていただきます。以上3点お願いを申し上げたいと思いますが、あわせて今後の議論の進め方でございますが、1年4ヶ月ぶりの市町村長会議ということでございますが、特に今回は国会日程を縫って副大臣、政務官の方にもお越しいただいたところでございますが、一旦暫定保管場所への集約化の合意がなされたということであれば、かつて県の方でございました指定廃棄物処理促進市町村長会議のようなワーキンググループ的な集まりを持っていただいて、論点整理をしていただいて、そのうえで折を見てまたこのような市町村長が出席するような会議等をやっていただいたほうがありがたいかなというふうに思っております。すいません、3点お願いするところが4点になってしまいましたけれども、矢板市からは以上を申し上げます。

菅家政務官：はい、それでは、一旦全部ご意見を出していただいてから、一括してご答弁申し上げますとい

うようなかたちで進めてまいりますので、よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。はい、那須塩原市の君島市長さん。

那須塩原市長：私どもの方で保管をしておりますのが、那須町さんと一緒ということで、農家戸数としては53戸あるわけです。量的には1200トンを超える量を今現在保管している状況になります。そこで、先程環境省の案に対して同意いたしますと申し上げた中で、まずひとつは我々の方からお願いしたいのは、全量の再測定をしていただきたいということです。これがはっきりしめないと、減容化あるいは焼却といった次の方へ進むに当たっても、きちっとしたデータがなければ対応ができないということになってしまいます。環境省さんの方からお話がありました牧草、稲わらの減容化、圧縮減容化ですね、これについてはペレット化をするということのようでございますけれども、量的には4分の1程度になるだろうというような考え方を持っております、これを1箇所を集約するというのであれば、ある程度可能になってくるかなという考えは持っています。また、8,000ベクレルを下回った場合の牧草、稲わらの処理ということになったときには、指定廃棄物から指定解除という手続きが必要になってくるわけですが、こういった中で今後住民感情として本当に受け入れていただけるのかどうか、例えば、那須塩原市内で焼却をするといった場合に周辺の同意がきちっととれるかどうかというのは、なかなかこれから難しい問題が発生してしまうなという感じは持っておりますので、ぜひともこの辺につきましても、国、県にお力をいただきながら連携をしたかたちで今後のこの農家の負担軽減に関して積極的に指導力を発揮していただきたいと思っております。以上です。

菅家政務官：他に意見ございませんでしょうか。那須町の平山町長さん。

那須町長：はい。資料1の方にありますように、農家の全体の8割の方が今の保管に対して負担を考えているというデータの通りでございまして、私ども那須町も那須塩原市さんと同じように53戸ございます。その中でやはり農家の方々の負担をしっかりと軽減していただきたいという思いから那須町の方も賛同していこうと思っております。先程、矢板市長さんの方からもありましたように、やはり進めるうえでは各市町と足並みを揃えて進めていきたいと私どもも考えております。また、ただし市町ごとに保管農家の数や保管数量等事情が違います。このような各市町の事情を今後も意見を聞いていただきたいと思っております。また、技術的支援、そして経済的支援もお願いしたいなと思っております。また、放射能問題の解決につきましては、やはり国、県、市町が合わせて対応していただけるようこれからもお願いしたいと思っております。また、もう1点なのですが、指定廃棄物の濃度の低減していく確認をしていくうえで暫定集約する際の資料になると思われましても、再度再測定結果を公表する際に風評被害につながることを十分注意していただきたいと思っております。公表の発表につきましては、特に農家の方々の特定がされないような方法も考えていただきたいと思っております。

菅家政務官：はい、他にございませんでしょうか。はい、那珂川の福島町長さん。

那珂川町長：先程申し上げて途中で途切れてしまった内容ですけれども、解除と減容化、いわゆる焼却についてでございます。解除は各市町、あるいはそれを保管している方の意向で解除するということが、それだとそれぞれの市町でばらばらになってしまう可能性がございます。それと、焼却が望ましいということで、もし焼却すれば、ばらばらに一般のゴミと混ぜて焼却しますとまったくわからなくなってしまう。ですから、もし焼却するのでしたら、元指定廃棄物、これは完全に色分けして、区分してそれを焼却していただき、その焼却灰も完全に分別して保管していただき、このように考えています。それが私含めて色んな事情を抱えています我が町にとってのお願いであります。

菅家政務官：他にいかがでしょうか。それでは、まず事務方から今ほど出されました要望等について返答といたしますか、説明させますので、よろしく願いいたします。

黒川室長：大きく 5 点ほどご意見・ご要望をいただいたものと思っております。複数の首長さんの方からの意見をまとめてというものもありますけれどもお答えさせていただきます。まず再測定についてでございます。再測定をこちらから提案をさせていただきましたけれども、再測定はご要望に応じてどのようなかたちでもいたしますということで、全量・全箇所ということであればいたしますし、逆に全量やるのは保管されている場所との関係で、ちょっと全量ではない方が良いということであれば、そういうご要望も受けますので、いずれにしても再測定はご要望のとおりいたしますので、どこでどのようにするのかご相談をさせていただきます、ということでございます。続きまして、暫定保管に移行する場合の候補地についてでございます。場所の話は当然非常に重要でございます。今この場ではどういうふうにと申上げられるものではありませんけれども、当然どういう場所についてというのは、よくご相談をさせていただきますし、こちらから何かこういう色々な情報提供もさせていただきますし、場所について県有地、国有地等の情報も必要ということであれば、それも提供させていただくということかと思っております。次に減容化についてのご意見がいくつかあったかと思っておりますけれども、減容化の方法、これも先程のとおり、技術的には確かに焼却が望ましいと思っておりますけれども、他の方法も当然ありうるということで、よくご相談をさせていただきたいということに尽きているかなと思っております。あと、今後の進め方につきまして、事務方の副市長、副町長レベルの会議があったほうが良いということでございますけれども、これも今すぐに、では、こうするということ申上げられるだけの準備をしてございませぬけれども、よくご相談をして確かにそういう意見交換の場も必要ということであれば、そういうことをやっていくのかなと思っております。あと、再測定した結果を公表する際、風評被害がないようにということをお願いいたしました。これも当然のことでございます。再測定の結果を細かくどこかと公表すればするほど、風評被害の恐れはありますので、そのやり方は工夫しなくてはいけないというのはちゃんと認識していますので、やり方を含めてそれもご相談させていただければということだと思っております。最後に那珂川町長さんからいただきました、指定廃棄物は仮に解除される日が来たとしても、それは区分してやるべきものだという事についてでございます。これは今その先、暫定的な集約ということを今回提案してございますので、その後どうなるかということまで、なかなか申し上げることが難しいところもございますけれども、いずれにしても解除するという事は、保管されている方のご意向に沿ってするという事は変わりませぬので、そういうご意向ということであれば、少なくとも那珂

川町でお持ちのものについてはそのように対応するということになるということかと思っております。こちらからの回答は以上でございます。

菅家政務官：はい、よろしいですか。はい、那珂川町の福島町長さん。

那珂川町長：たぶん私の考えていることとちょっとずれていますので、あとで県の環境森林部の方としてしっかり調整させていただきたいと思っております。私も議会の答弁で一旦色のついたものを、これは絶対入れないということを明言していますので、これは環境省の方に守っていただかないと、私は町民に嘘をつくことになるので、よろしく願いいたします。

黒川室長：おっしゃる通り今保管している方のご意向に背くかたちで処理をすることはないということをおたためて確認をさせていただきたいと思っております。

あきもと副大臣：今ご言及があった点につきましては、要するに保管者の農家の方のご意向ということもさることながら、指定廃棄物となったものについて、8,000 ベクレル以下になったら、そうしたら指定解除するから、あとはそちらの町でやってちょうだいと言われるのは、いささかという話だったかと思っておりますので、それは一度国として指定廃棄物として指定したものについては国が最後まで責任を持って処理させていただくということは、一向に方針転換をしているわけではありませんのでご安心いただきたいと思います。

那珂川町長：はい。

菅家政務官：他にございませんでしょうか。それでは、福田知事よろしく願いいたします。

福田知事：はい、ありがとうございます。今、各市町長からお話がありましたように、再測定をした結果、濃度が減衰した廃棄物について、国が一方的に解除して処理責任を放棄するのではないかという懸念を、知事としても持っていたわけですが、そういうことはないということを明確に、副大臣をはじめ、担当職員の皆様方におっしゃっていただきましたので、これはこの場で確認をしたということにさせてもらいたいと思っております。ただ、中には8,000 ベクレルを超えていたものが3,000 ベクレルになったと、その際に、そんなことはありえないかもしれませんが、東日本大震災、あるいは福島第一原発事故を風化させないということで、うちは庭にずっと置いておくからぜひ指定解除してくれと、例えばそういう農家の方がいらっしゃったとすれば、どう扱ったら良いのかというのは、今後例えばそういう人が出てくればですよ、どう扱うべきかというのは、その都度ワーキンググループを作るか作らないかは、改めて各市町と相談させてもらって、県が中心となりましてワーキンググループを作る場合には作りますから、そこで今のような話題、考えられるようなことについても議論していけば良いと思っておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。ですから、わざわざ解除する必要は農家の方はないわけですし、町役場も市役所もそんな音頭を取る必要は全くないと思っております。しかし、農家の方がぜひとも残したいと、風化させるべきではないと言ったときにどう対応す

るかということが残るかもしれませんが、それ以外は心配しなくても良いということでもあります。さらに、その減容化の問題で、混焼それから乾燥圧縮というお話があって、福島県で実際にもう処理が進められているわけですので、それらの知見も環境省からよく映像等も含めて見せてもらって、その上で、改めてその減容化の仕方については、勉強しながら最終判断をこれからしていけば良いのではないかと思いますので、これは環境省もご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。それから風評被害対策ですね。濃度を測ったら5万ベクレルになったとか、まあないとは思ひますけれども、そういう場合の公表の仕方について、どうあるべきかということも、これまたワーキンググループ、できればそこで議論をしながら、環境省の考え方もお聞きして対応していつて、風評被害を被るようなことがないように、この問題については対応していかねければならぬと思ひますが、いずれにしても、より安全な状態を作るのですから、風評被害が今あるとすれば、それをなくすということのための取組だということを通共の認識として持ちながら、この課題を前に進めていければというふうに思ひておひます。それから公有地、国有地、県有地も含めて、これまたどういふものがあるのかどうかですね、ワーキンググループの議論の過程の中でお求めがあれば、県としては出していきたくと思ひますし、国にも協力してもらえようとお願ひしていきたくと思ひますので、その上で、今後1箇所暫定集約ということで、各市町が足並みを揃えて、さあいくぞという段階になれば、どこの場所に集約するかという次の段階の、これらについても意見交換を十分にしながら、公有地等も含めて考えていくことは十分考えられるというふうに思ひておひますので、そういう認識のもとに、この問題については取り組んでいければと考えておひますので、環境省のお力添えを引き続きお願ひしたいと思ひますし、各首長にもお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。以上です。

菅家政務官：はい、それでは知事からのご意見についてあきもと副大臣からご回答をお願ひしたいと存じます。

あきもと副大臣：はい、ありがとうございます。非常にこの減容化についてのご言及、それぞれ市町長の皆さんからいただいたところでございまして、まさにこれも今回の処理における大事なポイントでございます。先程も知事からもお言葉をいただきましたけれども、いま環境省として福島でまさに処理中ですので、そういったものを我々も知見をいかしていきたくという思ひもございまして、先程知事から映像ということもございましたが、必要ならば現地視察も含めてご案内をさせていただきたいと思ひておひますので、また、その都度ご相談をさせていただきたいという思ひでございます。いずれにしましても、減容化につきましては、まだ固定的な概念を持っていません。しっかりとまたそれぞれ協議をさせていただきながら、進め方について議論の上、前に進めさせていただきたいという思ひでございます。あわせてこの風評対策というのは、これは本当に大事なことだと思ひておひます。まさに風評被害にあわないために、いろいろ情報の出し方も含めて、それぞれご相談をさせていただきながら進めさせていただきたいということを、改めて確認させていただきたいと思ひます。そして、先程ご提案のあった県での副市長のいわゆる会議ということにつきましても、これは県とまた相談をさせていただかなくてはいけないと思ひておひますが、環境省としても相談をさせていただきながら、これも含めて議論させていただきたいと思ひますし、いずれにしましても、環境省から何か一方的なことを皆様方に何かをするのではなくて、何かことを進めるに当たりまして

は、常に協議をさせてもらいながら進めさせていただくということでございますので、引き続きよろしくお願いいしいしたいと思います。以上です。

菅家政務官：それでは他にどなたかご発言ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。それではないようですので、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。本日は様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。ここで本日の議論を受けまして福田栃木県知事様よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

福田知事：はい。本日の会議では、国から説明がありました保管農家の負担軽減策につきまして、各市町長の皆様からは足並みを揃えて進めていくことにつきましてご了解をいただきました。しかし、中身を詰めなくてはいけないことや、課題がいくつかあることはご意見の通りでございますので、それらについては丁寧に対応していければというふうに思っております。それぞれの事情を抱える中で、大変ご苦労ご負担をおかけすることになると思いますが、県といたしましても各市町の状況をしっかりと伺いながら皆様とともに負担軽減に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。国におきましては1日も早く農家が保管している状況を解消するため具体的な取組を進められるようよろしくお願いいたします。なお、保管農家の負担軽減策につきましては、あくまで暫定的な集約でありまして、国におきましては、これまでの方針に基づき、本県の指定廃棄物を1日も早く安全に処理してもらいたいとお願い申し上げて挨拶を終わります。

菅家政務官：ありがとうございました。それでは、あきもと副大臣からご挨拶をお願いしたいと存じます。

あきもと副大臣：本日は本当に忌憚のないご意見をいただきまして誠にありがとうございました。特に保管農家の負担軽減策につきましては、大変我々としても重く受け止めているところでございまして、栃木県の指定廃棄物の量や、そして一時保管場所が本当に多いということをご改めて感じたところでございます。本日の会議で我々から提案をさせていただきました負担軽減策をしっかりと進めさせていただく方向でご理解をいただくことができました。本当に市町には多くのご苦労をお掛けするものでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。今後はこの方針に基づきまして、集約のあり方、そして暫定保管場所、減容化の方法、保管方法について、関係市町と個別にご相談をさせていただくこととなります。特に保管量の多い市町につきましては、この方針に沿ってぜひともご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。指定廃棄物の処理は非常に難しい課題でありまして、市町長の皆様のご協力無くしては一步も前に進むことができないと思っておりますので、引き続き課題解決のためにご理解いただき、また様々なご意見をいただきますことをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

菅家政務官：本日はご多用の中、市町長の皆様、そして福田知事にご出席をいただきましたことに、感謝と御礼を申し上げます。これをもちまして栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議を終了させていただきます。ご協力に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

した。